

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>練馬所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字下安松字上横道北一五〇一番 地先から同市東所沢和田二丁目三五番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年二月十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>歩道整備事業による。 平成二十九年四月四日埼玉県川 越県土整備事務所長告示第十一 号で告示した道路予定区域の供用 開始である。 延長六九・三〇メートル</p>